

## 検査実施料に関するご案内

謹啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

この度、「保医発0611 第1号」厚生労働省保険局医療課長通知により、下記検査項目の一部変更が通知されましたので、ご案内申し上げます。

謹白

記

### ■算定方法が一部変更された検査項目

「保医発0611 第1号」 適用日 令和3年6月11日

検査項目名	実施料	判断料	診療報酬点数表区分	備考
TARC	184点	免疫学的検査 144点	「D015」 血漿蛋白免疫学的検査の「18」	<p>ア <u>アトピー性皮膚炎の重症度評価の補助を目的として、血清中のTARC量を測定する場合は、</u>月1回を限度として算定できる。</p> <p>イ <u>COVID-19と診断された患者（呼吸不全管理を要する中等症以上の患者を除く。）の重症化リスクの判定補助を目的として、血清中のTARC量を測定する場合は、一連の治療につき1回を限度として算定できる。</u></p>

※ 下線部が変更されました。

ご不明な点等ございましたら貴院担当もしくは当社インフォメーションまでお申し付けください。